

## 豊橋市上下水道局マンホール広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市上下水道局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び豊橋市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、豊橋市上下水道局（以下「局」という。）の管理する下水道マンホールの蓋（以下「マンホール蓋」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 広告を掲載することのできるマンホール蓋は、原則として道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路管理者が管理を行う道路の歩道上に設置され、局が維持管理するマンホール蓋のうちから局が決定するものとし、広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は局が決定したマンホール蓋から掲載を希望するマンホール蓋を選択できるものとする。

(規格等)

第3条 マンホール蓋に掲載する広告（以下「マンホール広告」という。）の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ マンホール蓋の中心から半径15センチメートルの円形
- (2) 仕様 滑り止めの特殊エンボス加工を施した、広告デザインを印刷したシートを表面に貼付したもの
- (3) 色 フルカラー

2 掲載するマンホール広告の内容は、要綱、基準及びこの要領に基づくものとする。

(掲載期間)

第4条 マンホール広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、広告の掲載を希望する期間の開始日の属する月の翌月の初日（ただし、開始日が月の初日である場合はその日。以下「掲載基準日」という。）から起算して1年とする。ただし、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）により広告を掲載することと決定された者（以下「広告主」という。）が希望する場合は、1年を単位として延長することができる。

2 前項ただし書きに規定する延長は、延長後の掲載期間の満了する日が、掲載基準日から起算して3年を経過する日を超える場合は、これを認めない。

3 広告主が、掲載期間中にマンホール広告の内容を変更しようとするときは、前条に規定する規格等を満たすマンホール広告に限り、これを変更することができる。この場合、掲載基準日は広告の変更を希望する期間の開始日の属する月の翌月の初日とし、延長を希望する場合は、前項を準用する。

4 第1項の規定にかかわらず、マンホール広告の目的が公共的な性格を持ち、その内容が市の施策と合致すると認められる場合は、局は1日を単位として掲載期間を定めることができる。ただし、掲載期間は7日以上1年以内とする。

(掲載の一時停止)

第5条 掲載期間中であっても、維持管理の必要や周辺工事との同調など、局の都合により1日を単位としてマンホール広告の掲載を一時停止することができる。

(掲載料及び作成料)

第6条 マンホール広告の掲載料は、掲載するマンホール蓋1か所につき、消費税及び地方消費税を含み年額60,000円とする。ただし、第4条第4項の適用を受ける場合にあっては、掲載日数を365日で除した数を年額に乗じて得た額(最終的な金額に100円未満の端数を生じる場合は端数を切り上げるものとする。)とする。

2 マンホール広告の作成料は、掲載するマンホール蓋1か所につき消費税及び地方消費税を含み40,000円とする。ただし、広告主で作成が可能な場合は、作成料を請求しない。

3 前項の規定は、第4条第3項に基づきマンホール広告の内容を変更する場合に準用する。

4 広告主は、管理者が指定する期日までに、前3項の費用を一括して前納するものとする。

(費用負担)

第7条 掲載期間中に広告物に破損等が生じた場合の原状回復に要する費用は、広告主が負担することとする。ただし、局の責による場合はその限りではない。

2 経年により広告物に破損等が生じた場合は、局は責を負わない。

(維持管理等)

第8条 局は、マンホール広告を掲載したマンホール蓋の維持管理を行う。

2 局は、前項のマンホール蓋に起因して第三者に損害を与えた場合は、その責を負う。ただし、広告の内容に起因して第三者に損害を与えた場合は、広告主がその責を負う。

(掲載の募集)

第9条 マンホール広告の掲載の募集は、豊橋市上下水道局ホームページ等局の所管する媒体により行うものとする。

(掲載の申込み)

第10条 掲載希望者は、次に掲げる書類を添えて、豊橋市上下水道局マンホール広告掲載申込書(様式1)を管理者に提出しなければならない。

(1) 広告原稿案(内容、デザインがわかるもの)

(2) 会社案内等(パンフレットなど会社の概要がわかるもの)

(掲載の決定等)

第11条 管理者は、前条の申込書の提出があったときは、先に掲載の決定を受けた者の有無の確認及び当該申込み内容の審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 前条の申込書が、同一の日に同一のマンホール蓋に対して複数提出された場合は、豊橋市SDGs推進パートナーとしての登録のある掲載希望者から順に確認及び審査を行うものとし、登録の無い者の確認及び審査の順は抽選により決定するものとする。ただし、豊橋市SDGs推進パートナーとしての登録のある掲載希望者が複数ある場合は、登録のある者の内の確認及び審査の順を抽選により決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、マンホール広告の目的が公共的な性格を持ち、その内容が市の施策と合致するものと認められる場合は、優先して掲載することができる。

4 第1項の規定による確認及び審査により掲載することと決定した場合は、当該決定を受けた掲載希望者に対し、豊橋市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の使用に関する規定第2条第1項第6号により、行政財産の使用を許可したものとする。

5 管理者は、第1項に規定する確認及び審査により掲載の可否を決定した場合は、豊橋市上下水道局マンホール広告掲載決定通知書(様式2)により掲載希望者へ通知するものと

する。

(マンホール広告の設置)

第 12 条 マンホール広告は、局の発注により、広告の掲載を希望する期間の開始日までに局が設置するものとする。

(掲載期間の変更)

第 13 条 広告主は、第 4 条第 1 項ただし書きに規定する掲載期間の変更をしようとするときは、掲載期間が満了する月の 1 か月前の月の末日までに豊橋市上下水道局マンホール広告掲載変更申請書（様式 3）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに掲載期間の変更の可否を決定しなければならない。

3 前項により掲載期間を変更することと決定した場合は、変更後の掲載期間について、第 11 条第 1 項による掲載の決定をしたとみなすとともに、当該決定を受けた広告主に対して同条第 4 項により許可した行政財産の使用期間を変更したものとする。

4 管理者は、第 2 項により掲載期間の変更の可否を決定した場合は、豊橋市上下水道局マンホール広告掲載変更決定通知書（様式 4）により、広告主へ通知するものとする。

(広告の内容の変更)

第 14 条 広告主は、第 4 条第 3 項に基づき掲載期間中にマンホール広告の内容を変更しようとするときは、変更を希望する日の属する月の 3 か月前の月の初日までに、広告原案（内容、デザインのわかるもの）を添えて、豊橋市上下水道局マンホール広告掲載変更申請書（様式 3）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに内容の変更の可否を決定しなければならない。

3 管理者は、前項により変更の可否を決定した場合は、豊橋市上下水道局マンホール広告掲載変更決定通知書（様式 4）により、広告主へ通知するものとする。

4 変更後のマンホール広告の設置については、第 12 条を準用する。

(掲載の一時停止の決定)

第 15 条 管理者が第 5 条の規定により広告の掲載を一時停止することと決定した場合は、管理者は、豊橋市上下水道局マンホール広告掲載一時停止決定通知書（様式 5）により、広告主へ通知するものとする。

（決定の取消し）

第 16 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載の決定を取消することができる。

- （1） 広告主が、指定する期日までに掲載料または作成料を納入しない場合
- （2） 広告主が、指定する期日までにマンホール広告のデザインデータを提出しない場合
- （3） 市税、水道料金及び下水道使用料等を滞納した場合
- （4） 災害その他のやむを得ない事由によりマンホール広告の掲載が不可能となった場合
- （5） 前各号に掲げるもののほか、管理者が掲載することが適切でないと判断した場合

2 前項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取消した場合は、当該決定を受けた広告主に対する、第 11 条第 4 項及び第 13 条第 3 項による行政財産の使用許可を取り消したものとする。

3 前 2 項に規定する決定の取消しにより広告主に発生する損害については、局はその責を負わないものとする。

4 管理者は、第 1 項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取消した場合は、豊橋市上下水道局マンホール広告掲載決定取消通知書（様式 6）により、広告主へ通知するものとする。

（撤去）

第 17 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該マンホール広告を撤去する。

- （1） 掲載期間が終了した場合
- （2） 前条の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取消した場合
- （3） 第 5 条の規定によりマンホール広告の掲載を一時停止した場合

2 前項第 1 号及び第 2 号の場合にあっては、撤去後のマンホール広告を広告主に譲渡することができる。なお、譲渡に係る費用は広告主の負担とする。

(掲載料及び作成料の還付)

第 18 条 納入された掲載料及び作成料は還付しない。ただし、災害その他のやむを得ない広告主の責に帰すことのできない事由によりマンホール広告の掲載が不可能となった場合は、掲載が不可能となった日から起算して掲載期間の満了する日までの日数に相当する掲載料を還付することができるものとする。

2 前項に定める日数に応じた掲載料は、当該日数を 365 日で除した数を第 6 条第 1 項に定める年額に乗じて得た額（最終的な金額に 100 円未満の端数を生じる場合は端数を切り捨てるものとする。）とする。

3 広告主は、第 1 項ただし書きに規定する額の還付を求める場合は、豊橋市上下水道局マンホール広告掲載料還付請求書（様式 7）を管理者に提出しなければならない。ただし、その対象となる事由の発生した日から 5 年を経過した場合は、還付を求めることができない。

3 管理者は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに還付の可否及び還付額を決定しなければならない。

4 管理者は、前項により還付の可否及び還付額を決定した場合は、豊橋市上下水道局マンホール広告掲載料還付決定通知書（様式 8）により広告主へ通知するとともに、還付することと決定した場合にあっては速やかに還付を行うものとする。

(広告主の責任)

第 19 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(損害賠償請求)

第 20 条 広告の内容により局が損害を被った場合は、管理者は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、マンホール広告の掲載について必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要領は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 前条の施行期日より前に第 10 条における申込みを提出した場合は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式1 (第10条関係)

年 月 日

豊橋市上下水道局マンホール広告掲載申込書

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申込者

住所

(所在地)

氏名

(法人名称及び代表者名)

電話

豊橋市上下水道局マンホール広告取扱要領第10条により、下記のとおり広告の掲載を申込みます。

また、申込みにあたり、私の市税、水道料金及び下水道使用料等の納付状況に関する調査を貴職が行うことを承諾します。

記

掲載を希望する マンホール蓋	
掲載を希望する 期間	年 月 日から1年間/ 日間
添付資料	1. 広告原稿案 2. 会社概要(登記簿謄本の写し等) 3. 許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明するもの写し
備考	
担当者連絡先	<input type="checkbox"/> 申込者と同一 <input type="checkbox"/> 申込者と異なる 住所(所在地): 氏名(及び部署): 電話: Fax:

豊橋市上下水道局マンホール広告掲載決定通知書

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

年 月 日付で申し込みがありましたマンホール広告の掲載について、豊橋市上下水道局マンホール広告取扱要領第 11 条により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲載対象のマンホール蓋 (使用を許可する行政財産)	
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する。併せて、マンホール広告掲載の範囲内において上記の行政財産の使用を許可する。 <input type="checkbox"/> 掲載しない。 (理由: )
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載料等(※)	金 円 (うち、消費税及び地方消費税 円)
備考	

※広告掲載料等は、同封した納入通知書により期限内に納付して下さい。

担当 豊橋市上下水道局 課

TEL ( ) -

FAX ( ) -

豊橋市上下水道局マンホール広告掲載変更申請書

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申請者

住所

(所在地)

氏名

(法人名称及び代表者名)

電話

豊橋市上下水道局マンホール広告取扱要領第13条及び第14条により、下記のとおり変更を申請します。

また、申請にあたり、私の市税、水道料金及び下水道使用料等の納付状況に関する調査を貴職が行うことを承諾します。

記

掲載対象のマンホール蓋 (使用を許可した行政財産)			
掲載期間	<input type="checkbox"/> 変更します。		
	変更前	年 月 日から	
	変更後	年 月 日まで	
	理由		
内容(※)	<input type="checkbox"/> 変更します。		
	変更前		
	変更後		
	変更日	年 月 日	
理由			
備考			
連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同一		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる		
	住所(所在地) :		
	氏名(及び部署) :		
	電話 :		
Fax :			

※変更前と変更後の広告原稿を添付すること。

豊橋市上下水道局マンホール広告掲載変更決定通知書

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

豊橋市上下水道局マンホール広告取扱要領第 13 条及び第 14 条により、下記のとおり通知します。

記

掲載対象のマンホール蓋 (使用を許可した行政財産)	
掲載期間の変更 (行政財産の使用期間の変更)	<input type="checkbox"/> 変更を認める。 変更後の期間： 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間/年間延長) <input type="checkbox"/> 変更を認めない。 (理由： )
内容の変更	<input type="checkbox"/> 変更を認める。 変更日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 変更を認めない。 (理由： )
広告掲載料等(※)	金 円 (うち、消費税及び地方消費税 円)
備考	

※広告掲載料等は、同封した納入通知書により期限内に納付して下さい。

担当 豊橋市上下水道局 課

TEL ( ) -

FAX ( ) -

豊橋市上下水道局マンホール広告掲載一時停止決定通知書

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

豊橋市上下水道局マンホール広告取扱要領第 15 条により、下記のとおり広告の掲載を一時停止しますので通知します。

記

掲載対象のマンホール蓋 (使用を許可した行政財産)	
掲載を一時停止する期間 及び理由	一時停止する期間： 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間停止) 理由：
備考	

担当 豊橋市上下水道局 課

TEL ( ) -

FAX ( ) -

豊橋市上下水道局マンホール広告掲載決定取消通知書

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

豊橋市上下水道局マンホール広告取扱要領第 16 条により、下記のとおりマンホール広告の掲載を取消しましたので通知します。

記

取消をする 掲載決定等の内容	掲載対象のマンホール蓋 (使用を許可した行政財産)	
	掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載決定の取消日 (行政財産の使用許可の取消日)	年 月 日	
取消理由		

担当 豊橋市上下水道局 課

TEL ( ) -

FAX ( ) -

豊橋市上下水道局マンホール広告掲載料還付請求書

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

請求者

住所

(所在地)

氏名

(法人名称及び代表者名)

電話

豊橋市上下水道局マンホール広告取扱要領第 18 条により、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

請求対象のマンホール蓋		
請求日数及び金額	日数	日分
	金額	金 円 (うち、消費税及び地方消費税 円)
振込先	金融機関名： 支店名： 口座種別： 口座番号： 口座名義： 口座名義(カナ)：	
連絡先	<input type="checkbox"/> 請求者と同一 <input type="checkbox"/> 請求者と異なる 住所(所在地)： 氏名(及び部署)： 電話： Fax：	

